

清水港港湾計画資料(案)

－ 軽易な変更 －

平成27年3月

清水港港湾管理者

静岡県

目 次

1	変更理由	1
2	港湾施設の規模及び配置に関する資料	2
2-1	専用埠頭計画	2
2-2	水域施設計画	5
2-3	小型船だまり計画	7
3	土地造成及び土地利用計画に関する資料	10
3-1	土地造成計画	10
3-2	土地利用計画	11
4	環境の保全に関する資料	12
4-1	環境への影響と評価	12
5	その他の資料	13
5-1	静岡県地方港湾審議会委員名簿	13

1 変更理由

1. 立地企業の要請に対応するため、塚間地区において専用埠頭計画及び水域施設計画を変更する。
2. 利用漁業者からの要請等に対応するため、新興津・興津地区において小型船だまり計画を変更する。

2 港湾施設の規模及び配置に関する資料

2-1 専用埠頭計画

(1) 計画変更の必要性

塚間地区において鋼材等を取り扱うため水深 6.5m(3,000DWT)の専用岸壁が整備されているが、船舶の大型化(5,000DWT)に対応した施設整備が要請されていることから、現有岸壁を増深する必要がある。

表2-1-1 今回変更する既存施設の現況

地区名	施設名	水深	延長	区分	取扱品目	管理者
塚間	アイ・テック 2号岸壁	-6.5m	110m	既設	鋼材等	(株)アイ・テック
	アイ・テック 4号岸壁	-6.5m	211m	既設		
	アイ・テック 3号岸壁	-6m	193m	既設		
	JFE エンジニアリング 6号岸壁	-5.5m	83m	既設	鋼材等	58m：(株)アイ・テック 25m：JFE エンジニアリング(株)

(2) 対象船型の設定

今回変更するアイ・テック 2号岸壁への入港船舶は、鋼材運搬船(5,000DWT)を計画していることから、対象船型を以下のとおり変更する。

表2-1-2 対象船舶の変更

	船種	船舶諸元				岸壁規模	
		船型	船長	船幅	満載喫水	水深	延長
現況	鋼材運搬船	3,000DWT	92.0m	14.7m	5.5m	-6.5m	110m
今回計画	〃	5,000DWT	107.9m	17.0m	6.4m	-7.5m	200m

(3) 変更する専用埠頭の規模及び配置

変更する専用埠頭の規模及び配置は次のとおりである。

表2-1-3 変更する専用埠頭の規模及び配置

地区名	施設名	水深	延長	区分	取扱品目	規模及び配置の考え方
塚間	アイ・テック 2号岸壁	-7.5m	200m	既設の 変更計画 (増深)	鋼材等	企業計画に基づき、 5,000DWT 鋼材運搬船に 対応した施設規模かつ背 後用地の利用形態に合わ せ、現有施設に 90m 延伸 して配置する。
	アイ・テック 4号岸壁	-6.5m	204m	既設の 変更計画 (縮小)	鋼材等	・アイ・テック 1~3 号岸 壁の規模の変更により、 残った延長規模とする。 ・3,000DWT 鋼材運搬船に 対応した既設の施設規 模を維持する。
	アイ・テック 3号岸壁	-6.0m	100m	既設の 変更計画 (縮小)	鋼材等	2,000DWT 鋼材運搬船に 対応した既設の施設規模 を維持する。
	アイ・テック 1号岸壁	-5.5m	68m	既設の 変更計画 (延伸)	鋼材等	・(株)アイ・テック及び JFE エンジニアリング(株)管 理延長とし、アイ・テッ ク 1号岸壁はアイ・テッ ク 2号岸壁との取合 10 mを延伸して配置する。 ・1,000DWT 鋼材運搬船に 対応した施設規模とす る。
	JFE エンジニア リング 6号岸壁	-5.5m	25m			

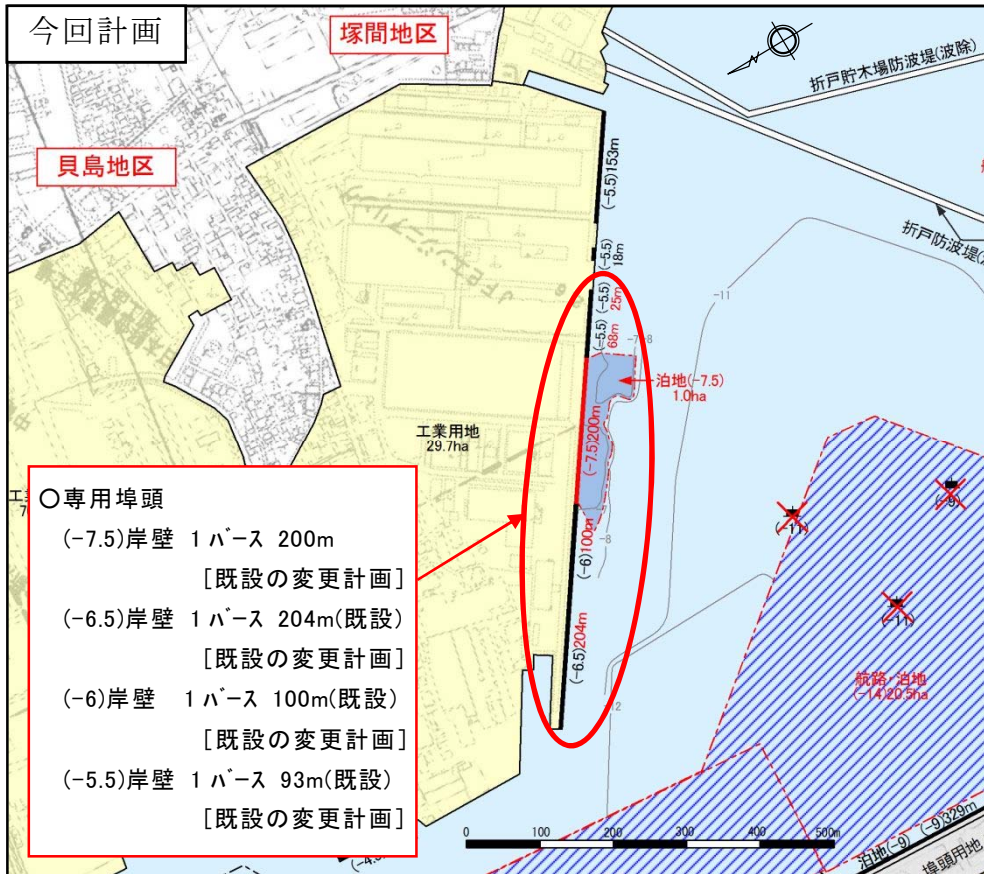
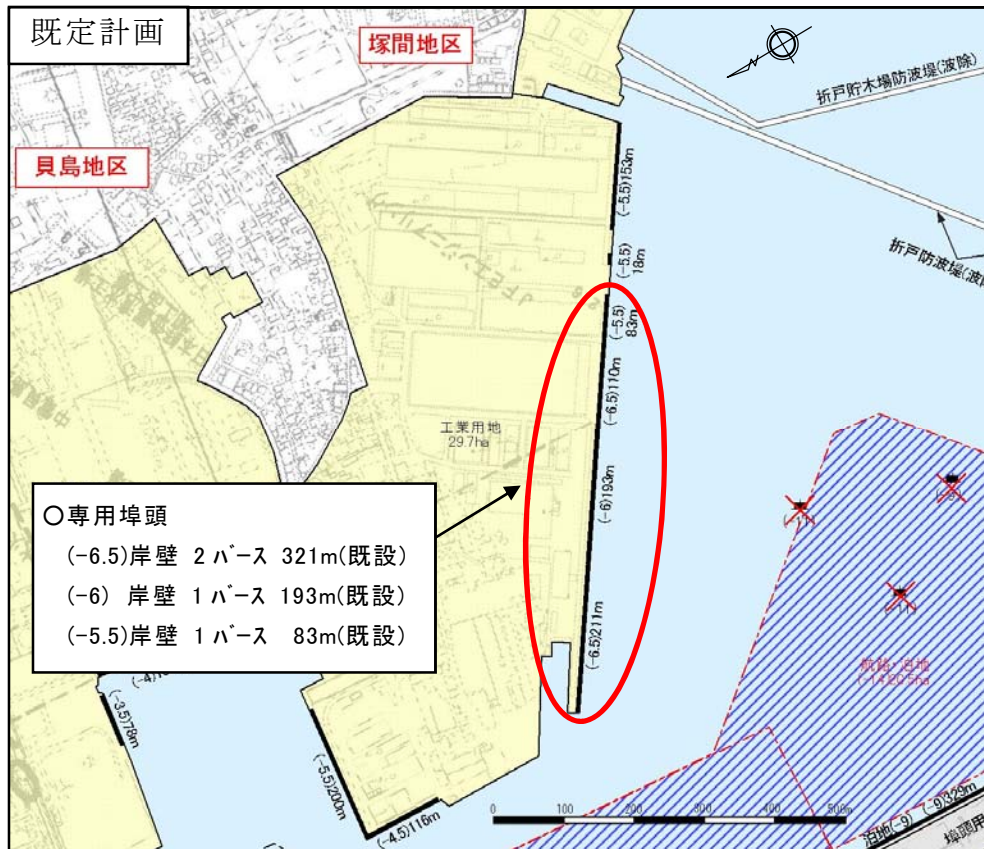


図2-1-1 変更する専用埠頭の位置図(塚間地区)

2-2 水域施設計画

(1) 泊地計画

① 計画の必要性

塚間地区の専用埠頭計画に対応するため、泊地を増深する必要がある。

② 泊地の規模及び配置

今回計画する泊地の規模及び配置は次のとおりである。

表2-2-1 今回計画する泊地の規模及び配置

地区名	水深	面積	状況	規模及び配置の考え方
塚間	-7.5m	1.0ha	新規計画	対象船舶の停泊に必要な面積を岸壁前面に確保する。



図2-2-1 今回計画する泊地の位置図(塚間地区)

③ 操船例図

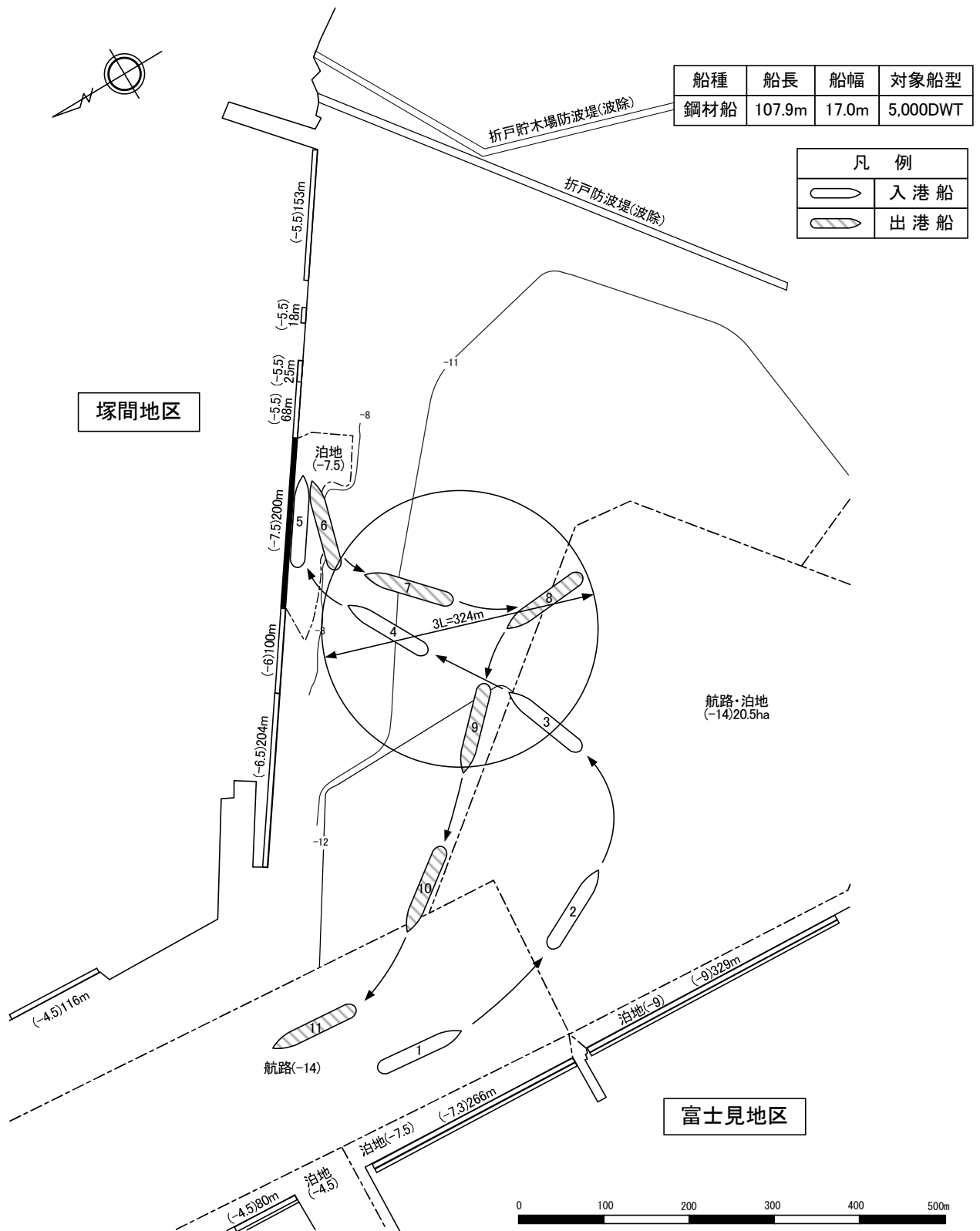


図2-2-2 操船例図

2-3 小型船だまり計画

(1) 計画変更の必要性

清水港内に分散している漁業利用施設を集約するため、既定計画で新興津・興津地区に新興津小型船だまりを位置づけ、事業を推進しているところである。

今回、現状のプレジャーボート保有隻数や港内のプレジャーボート収容計画(H26.4『駿河湾港整備基本計画』による折戸地区への集約を核とした長期的収容方針)を踏まえ、プレジャーボート収容隻数を見直すとともに、漁業者等利用者からの船揚場等の要請に対応するため、小型船だまり計画の変更が必要である。

(2) 変更する小型船だまりの現況

変更する小型船だまりの現況は次のとおりである。

表2-3-1 変更する小型船だまりの現況

地区名	施設名	船舶種類	隻数	施設規模	状況
新興津・興津	新興津 小型船だまり	漁船		防波堤 350m	既定計画
		・休憩用	26隻		(うち300m工事中)
		・陸揚用	70隻	防波堤(波除) 50m	既定計画
		・準備用	70隻	物揚場(-3) 865m	既定計画
		プレジャーボート			(うち145m工事中)
		・常時係留	65隻	埠頭用地 3.6ha	既定計画

(3) 将来収容隻数の考え方

将来収容隻数の考え方は次のとおりである。

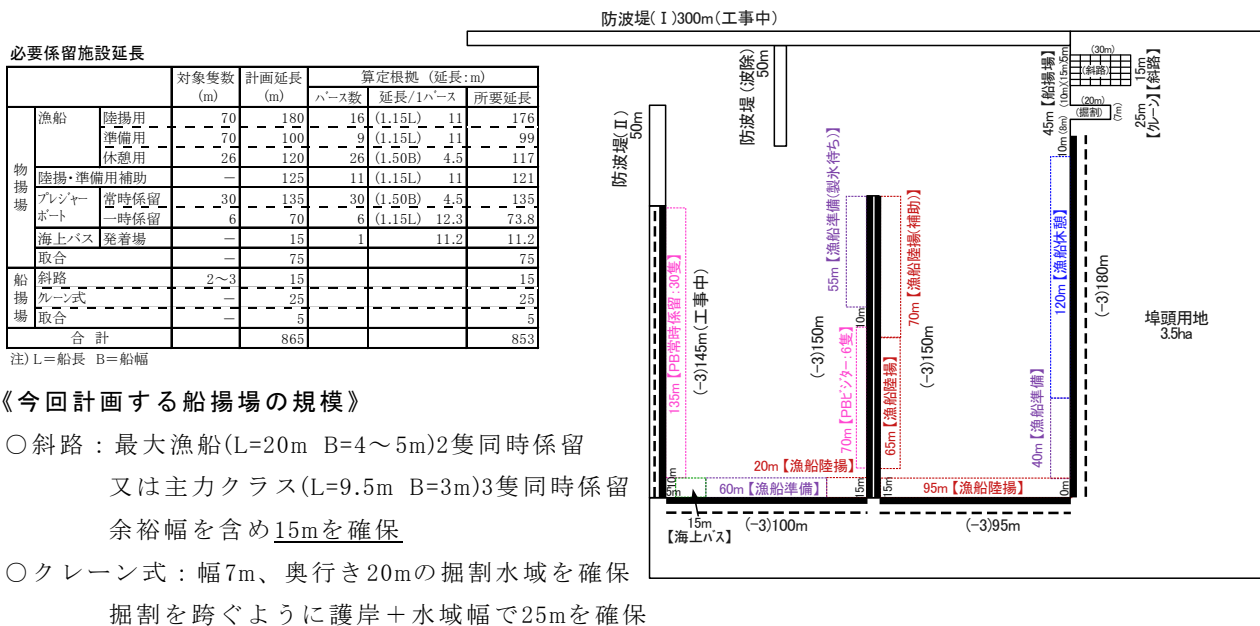
表2-3-2 種類別将来収容隻数の考え方

種類	利用目的	収容隻数		収容隻数の考え方
		既定計画	今回計画	
漁船	陸揚用	70隻	70隻	新興津・三保・袖師地区内の全休憩隻数
	準備用	70隻	70隻	〃
	休憩用	26隻	26隻	袖師第一・興津船だまりから集約
プレジャーボート	常時係留	65隻	30隻	港内のプレジャーボート隻数の減少状況を踏まえ、既定計画の三保係留場収容隻数と同程度の30隻を対象
	一時係留 (ビシター用)	—	6隻	海洋レジャー拠点形成に向け今回配置 30隻(収容隻数)×0.1(ビシター率)×2 (海洋レジャー拠点形成に向けたビシター艇受入強化の方針から2倍を見込む)
海上バス	発着場	—	1隻	海洋レジャー拠点形成による交流促進を図るため今回配置

(4) 必要係留施設延長及び配置計画

必要係留施設延長及び配置の計画にあたっては、以下の点に留意した。

- ・安全に配慮し、漁業機能は港奥部に配置
- ・プレジャーボートは漁船との幅俵を避け、人工海浜側に配置
- ・海上バス発着場は船だまりの利用形態やJR興津駅からのアクセス等を踏まえ、人工海浜側に配置
- ・帰港集中による混雑時や荒天時等の不測の事態への対応及び製氷を積み込むために、一時的に待機する補助的な施設を新たに確保し、港口に近い中央先端部に配置



《今回計画する船揚場の規模》

- 斜路：最大漁船(L=20m B=4~5m)2隻同時係留
又は主力クラス(L=9.5m B=3m)3隻同時係留
余裕幅を含め 15mを確保
- クレーン式：幅7m、奥行き20mの掘割水域を確保
掘割を跨ぐように護岸+水域幅で 25mを確保

図2-3-1 配置計画図

(5) 変更する小型船だまりの規模及び配置

変更する小型船だまりの規模及び配置は、次のとおりである。

表2-3-3 変更する小型船だまりの規模及び配置

地区名	施設名	船舶種類(隻数)	施設規模	施設の規模及び配置の考え方
新興津・興津	新興津小型船だまり	漁船	・防波堤 350m (うち300m工事中) [既定計画] ・防波堤(波除) 50m [既定計画] ・物揚場(-3) 820m (うち145m工事中) [既定計画の変更計画]	・既定計画どおり ・既定計画どおり ・漁船・プレジャーボートの係留必要延長を充足する規模の物揚場を配置
		プレジャーボート ・常時係留(30隻) ・ピタター用(6隻) 海上バス(1隻)	・船揚場 45m [新規計画]	・漁業者の要請等を踏まえ、斜路式及びクレーン式船揚場を沖側奥部に配置
			・埠頭用地 3.5ha [既定計画の変更計画]	・船揚場の新規計画に伴い変更

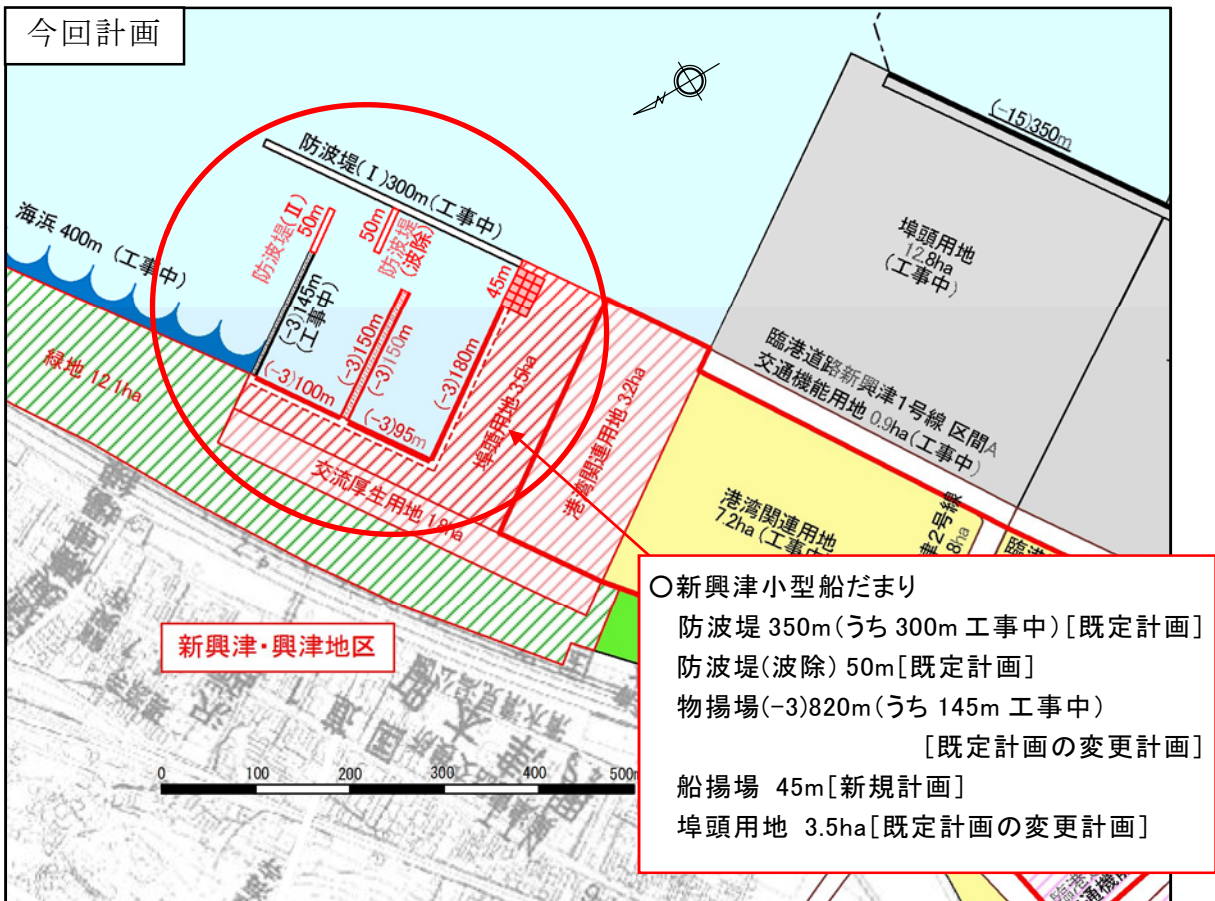
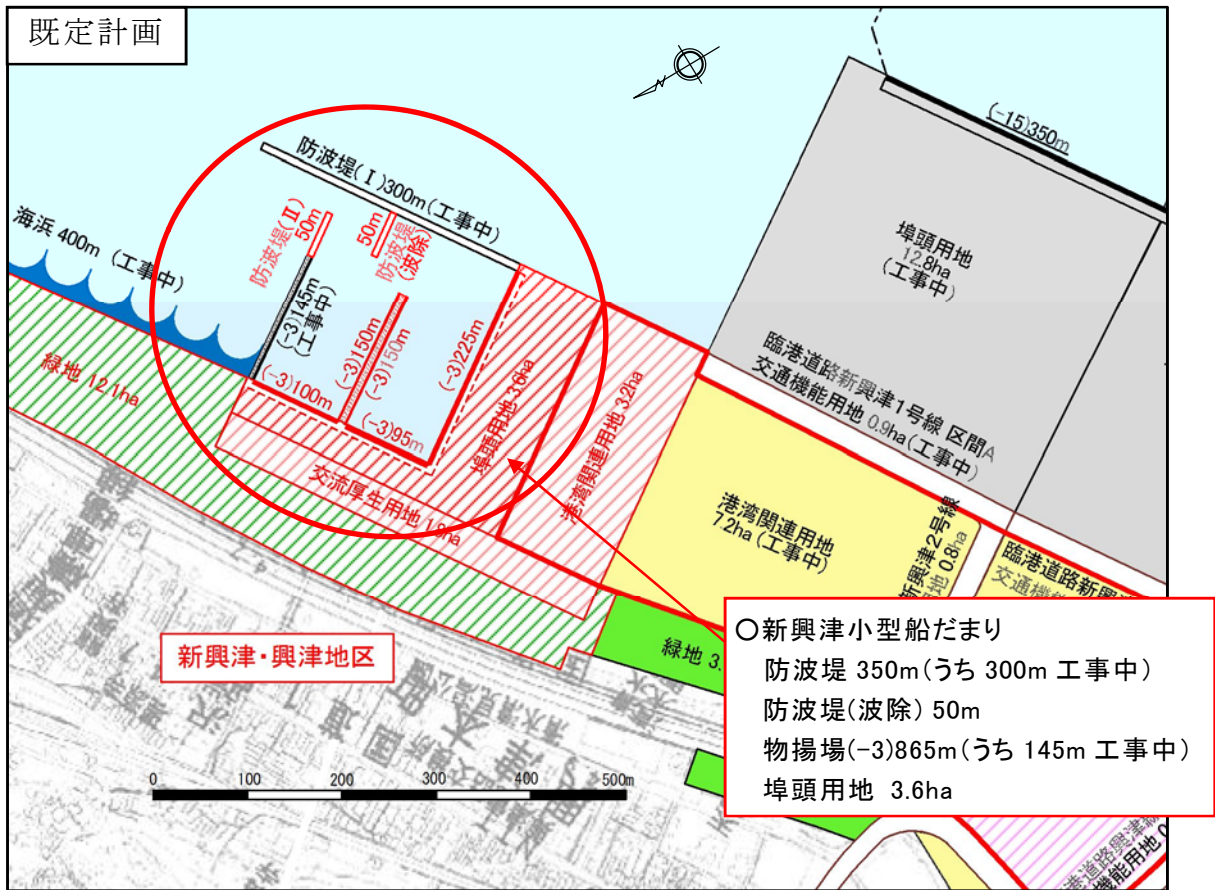


図2-3-2 変更する小型船だまりの位置図(新興津・興津地区)

3 土地造成及び土地利用計画に関する資料

3-1 土地造成及び土地利用計画の変更

(1) 土地の造成に係る土地利用の区分別面積と変更理由

土地の造成に係る土地利用の区分別面積と変更の理由は、次のとおりである。

表3-1-1 土地の造成に係る土地利用の区分別面積と変更理由

地区名	変更前		変更後		変更理由
	土地利用区分	面積(ha)	土地利用区分	面積(ha)	
新興津・興津	埠頭用地	3.6	埠頭用地	3.5	新興津小型船だまりの船揚場の新規計画に伴い、埠頭用地を変更する。

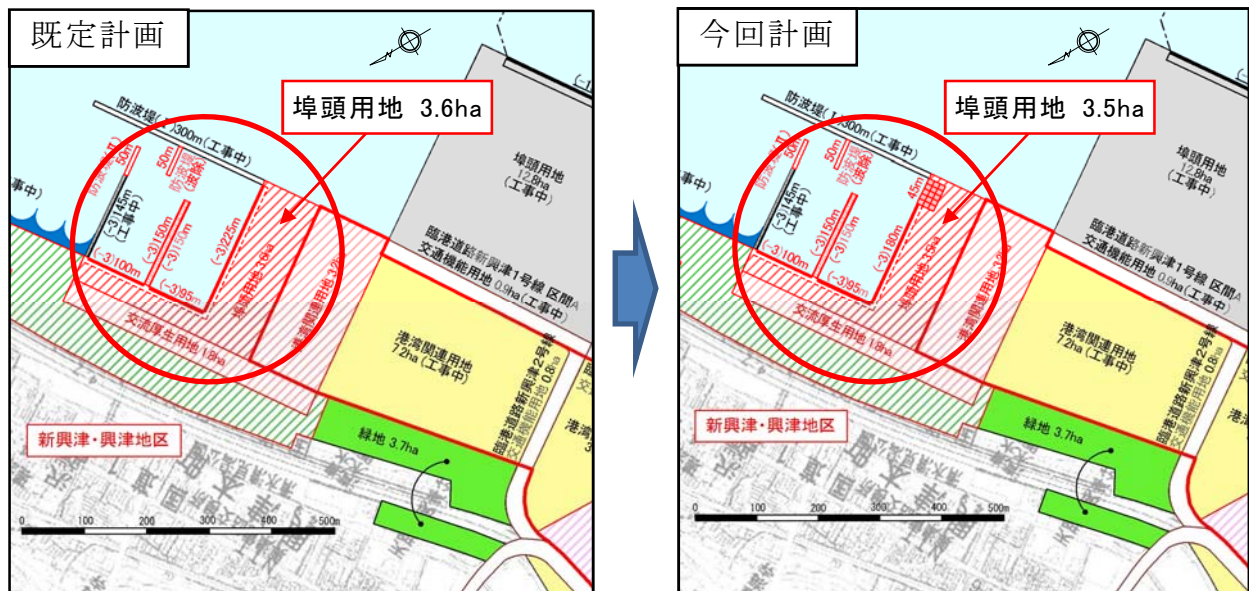


図3-1-1 今回変更する土地造成図

3-2 土地造成及び土地利用計画

(1) 土地造成計画

土地造成計画は次のとおりである。

表3-2-1 変更後の土地造成計画

単位：ha

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	交通機能 用地	緑地	合計
新興津・興津	(27.3) 27.3	(17.2) 17.2	(1.8) 1.8	(2.4) 2.4	(16.8) 16.8	(65.5) 65.5

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画である。

注2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

表3-2-2 変更前の土地造成計画

単位：ha

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	交通機能 用地	緑地	合計
新興津・興津	(27.4) 27.4	(17.2) 17.2	(1.8) 1.8	(2.4) 2.4	(16.8) 16.8	(65.6) 65.6

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画である。

注2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

(2) 土地利用計画

土地利用計画は次のとおりである。

表3-2-3 変更後の土地利用計画

単位：ha

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	交通機能 用地	緑地	合計
新興津・興津	(56.0) 56.0	(41.5) 41.5	(1.8) 1.8	(7.9) 7.9	(18.5) 18.5	(125.7) 125.7

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画である。

注2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

表3-2-4 変更前の土地利用計画

単位：ha

用途 地区名	埠頭用地	港湾関連 用地	交流厚生 用地	交通機能 用地	緑地	合計
新興津・興津	(56.1) 56.1	(41.5) 41.5	(1.8) 1.8	(7.9) 7.9	(18.5) 18.5	(125.8) 125.8

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画である。

注2) 今回の変更に係る地区のみ記述した。

4 環境の保全に関する資料

4-1 環境への影響と評価

(1) 大気質への影響と評価

今回の計画変更に伴う大気質への影響は、大気質への負荷が著しく増大するものではないことから、大気質に与える影響は軽微であると考えられる。

(2) 騒音・振動による影響と評価

今回の計画変更に伴う港湾からの発生集中交通量は、著しく増大するものではないことから、騒音・振動による影響は軽微であると考えられる。

(3) 水質・底質への影響と評価

今回の計画変更において、潮流の変化も想定されないことから、水質・底質に与える影響は軽微であると考えられる。

(4) 生態系への影響と評価

今回の計画変更に伴う大気質、水質・底質への影響は軽微であると予想されることから、生態系への影響は軽微であると考えられる。

(5) 総合評価

今回の計画変更に伴う周辺の環境に及ぼす影響について検討した結果、環境に及ぼす影響は軽微なものであると考えられる。

なお、今後とも環境保全について十分配慮するとともに、本計画の実施にあたっては、工法・工期等について検討し、十分な監視体制のもとに、環境に与える影響を少なくするよう慎重に行うものとする。

5 その他の資料

5-1 静岡県地方港湾審議会委員名簿

委員 (21名)

平成27年3月 日現在(敬称略、順不同)

選任区分	氏名	役職名
学識経験者 (9名)	大村哲夫	一般財団法人みなと総合研究財団顧問
	石川春乃	(株)エス・ラボラトリーズ代表取締役
	伊吹裕子	静岡県立大学食品栄養科学部准教授
	海野俊也	(株)静岡新聞社編集局経済部長兼論説委員
	五味響子	しずおか流域ネットワーク副会長
	齋藤まさ代	静岡県商工会女性部連合会副会長
	篠原正人	東海大学海洋学部教授
	関いづみ	東海大学海洋学部准教授
	高梨成子	(株)防災&情報研究所代表
港湾関係者 (6名)	磯谷千代美	サポートしみず理事長
	今野洋一	関東船主会会長
	辻雄都	全日本海員組合静岡支部長
	中村政一	清水水先区水先人会副会長
	西尾忠久	清水港運協会会長
	藪田国之	静岡県漁業協同組合連合会理事
国の地方行政 機関の職員 (4名)	河上洋右	財務省名古屋税関長
	八鍬隆	国土交通省中部地方整備局長
	野俣光孝	国土交通省中部運輸局長
	田村安正	第三管区海上保安本部清水海上保安部長
県議会議員(1名)	仁科喜世志	静岡県議会建設委員長
地元市町を代表する者(1名)	田辺信宏	静岡市長